

福山市立箕島小学校いじめの防止等に係る基本方針

平成25年12月25日策定
(令和3年5月改定)

1 いじめ防止基本方針の策定の趣旨

本基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という）に基づき本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という）についての基本的な考え方や、具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、法第2条を踏まえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮を行うとともに、被害者の意向への配慮をした上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめの防止等に係る基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の児童実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、教職員および関係者の認識を共有し、取組の徹底を図る。

(1) いじめの問題の認識

ア いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、児童の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない、人権にかかわる重大な問題である。

イ いじめは、全ての児童に関わる問題である。

(2) いじめの問題の指導方針

- ア いじめは絶対に許されないとの毅然とした態度で、いじめられている児童の立場に立って指導する。
- イ 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、許されない行為であることについて、児童が十分理解できるよう指導する。
- ウ いじめの問題への対応は、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題であり、児童一人一人の個性に応じた指導の徹底や、いじめをなくそうとする態度を身につけさせるなど望ましい集団づくりとあわせて指導する。

(3) いじめの問題への対応

- ア いじめの防止については、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。
- イ いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、組織的に取り組むことを基本とする。
- ウ いじめの中には、関係機関と早期の連携が必要となるものがあることを十分認識し、家庭と十分な連携をとり取り組む。

4 具体的な対応

いじめ防止対策委員会は、次の各項について生徒指導部等と連携を図りながらその円滑な実施について統括する。

- (1) いじめの防止等に係る教育相談及び生徒指導体制の構築
- (2) いじめの防止等に係る校内研修計画の企画・実施
- (3) いじめの防止等に係る関係機関との連携
- (4) いじめの防止及びいじめの早期発見に係る児童及び保護者への啓発
- (5) いじめの防止等に係る相談窓口の設置
- (6) 重大事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成

5 重大事態への対応

いじめの中で、児童の生命に関わるような事態が発生した場合、いじめ防止対策委員会を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し対処するとともに、事実関係を明確にし、同種の事態の発生の防止に役立てる。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。○ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 |
|--|

(2) 具体的な対応

発生事案について、いじめ防止対策委員会において重大事態と判断した場合は、全教職員の共通認識の下、いじめられた児童を守ることを優先し、福山市教育委員会と連携をとりながら、適切な対処・調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- (ア) 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- (イ) 重大事態対応プロジェクトチーム編成
- (ウ) 福山市教育委員会及び警察等関係機関との連携
- (エ) P T A 役員との連携
- (オ) 関係児童への指導
- (カ) 保護者への対応と説明
- (キ) 全校児童生徒への指導
- (ク) 全校保護者への対応
- (ケ) マスコミへの対応

イ 再発防止への取組

- (ア) 福山市教育委員会との連携，指導計画の立案
- (イ) 問題の背景・課題の整理
- (ウ) 取組の見直し，改善策の検討・実施

6 基本方針の公表と改定

(1) いじめ防止基本方針について，学校ホームページで公表し周知する。

(2) いじめ防止対策委員会でいじめの防止についての評価を行い，いじめ防止基本方針の改定を行う。

【参考】

「学校いじめ防止基本方針」策定のポイントはここです！

- 「学校いじめ防止基本方針」は、各学校の課題や実情をよく分析し、いじめの防止等が実効的に進めるために作成します。本参考例をあくまでも例として、各学校で創意工夫して作成すること、またその作成作業そのものが、学校としていじめ対策に組織的に取り組む第一歩となるよう進めましょう。
- 「学校いじめ防止基本方針」は、単なる目標やスローガンではなく、いじめの防止のための具体的な実施計画や実施体制について定めた、いわばいじめ問題に関する「行動計画」です。
- 「学校いじめ基本方針」策定にあたっては、国や県の基本方針を参考に、自校の課題の分析を踏まえ、未然防止、早期発見、早期対応の取組について、具体的に示すことが重要です。
- 「学校いじめ防止基本方針」で示す取組は、誰が、何を、いつまでに行うのか、家庭や地域がどんな協力をすればよいのか一目で分かるよう、「年間計画」の形でまとめることが重要です。

早期発見・早期対応はもちろん、未然防止の取組を充実させましょう！

いじめはどの子供にも起こりうることから、望ましい集団づくりやわかる授業づくり等、全員を対象とした未然防止の取組が効果的です。

たとえば、生徒指導の三機能を生かした授業づくりにより、すべての児童生徒が参加・活躍できるよう授業を工夫することは、学力向上にはもちろん、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止につながります。

また、学級活動や児童会・生徒会活動等の特別活動を充実させ、児童生徒自身がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちができることを主体的に考えて行動するような取組を進めることもたいへん効果的です。

【紹介】学校基本方針策定の参考になる資料等

- 生徒指導リーフ増刊号「学校いじめ防止基本方針策定Q & A」（国立教育政策研究所）
<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/index.html#leaves-series>